

去る7月28日(月)から30日(水)にかけて総務委員会、経済建設委員会及び民生委員会は合同で行政視察を行い、長野県小布施町のまちづくりの現状とくりのみ園における田園福祉の実践、長野県東御市では特定健診・特定保健指導のあり方とともに信州東御市振興公社が運営する施設見学、山梨県北杜市では指定管理者制度の取組みを視察研修しました。

〔長野県小布施町〕

小布施町は住民が町づくりのリーダーとなって活動していることでした。町の人口は1万2000人、毎年120万人の人がこの町を訪れます。

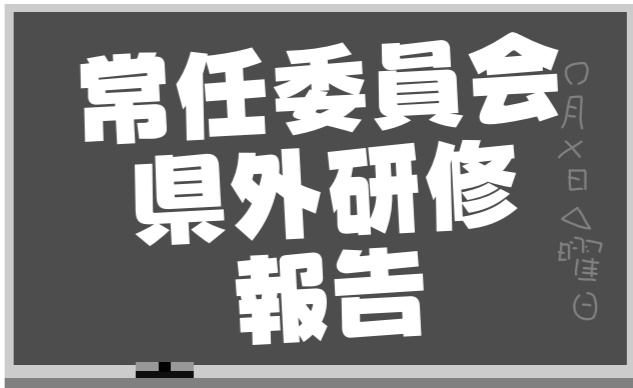
町並み条例などの質問に対し、町の対策より地域住民の対応の方が早いとか。建物や屋外広告物の規制の方向を決定するのは、民間主導とのことでした。



小布施町「くりのみ園」

〔長野県東御市〕

東御市は人口3万2000人。医療制度の改革にもなると、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を平成27年度までに25%減少することを目標とする特定健診・特定保健指導事業がはじまっています。平成24年度の受診率65%、保健指導実施率45%を目標とすることは東郷町も同じです。



学習教材などによる生活改善が保健指導の主な内容であり、特別に必要な設備などはないという回答でした。東郷町が健康づくりの拠点として、いこまい館の見直し整備を考える上では、考えさせられる回答です。

株式会社信州東御市振興公社は平成6年に設立の第3セクターで、資本金9800万円、東御市が96%出資し、他に市商工会、関連する2つの農協、八十二銀行が株主です。従業員数は正社員68人のほか、臨時社員15人とパート80人がおり、指定管理者としてゆづふるtanaka、湯楽里館、物産センター、レストラン、地ビール工場を含む、芸術むら公園(アートヴィレッジ)明神館という宿泊施設を含む、温泉「ミニニティセンター(御牧乃湯、御牧苑を含む)、大田区休養村とうぶなどの公共施設を経営管理しています。



東御市「湯楽里館」

接続もよく、商店街も近いという立地条件。運営は株式会社信州東御市振興公社が行っています。1日の平均入場者数は720人。月400円を払うスポーツクラブ会員制度があり、利用者の8割が利用しているそうです。中高年のための教室等をして集客を図っており、1日利用の客の増加も課題だそうです。管理委託料は、入館料を上げるか、委託料を増額するかというバランスで市と協議して決めるとのこと。第3セクターが管理する施設は、利益よりもコンセプトを優先するべきだと伺いました。健康増進と医療保険料

の削減というねらいがあり、そのための支出は必要だと考えているそうです。

日帰り温泉施設「湯楽里館」を中心に、地ビールの工場と展望レストランが合体した「レストランOH!LA!HO!」、それに組合組織の「味工房ゆらり」や「ゆらり市」などが店を出す物産センターがそろっています。

物産センターや地ビールは地産地消が目標。そば原料だけはすべて東御市産で調達とのこと。農家所得の向上が目標で、野菜の売上では農家1軒当り300〜500万円。地元産の宣伝に力をいれています。農家の後継者づくりも、農業施設での宿泊指導が行われているそうです。

農産物販売組合「ゆらり市」(組合員185人)と農事組合法人「味工房ゆらり」(組合員68人)が施設内で活発に動いているのは、この施設が農業農村の活性化

を図るといふ大目的で包まれているからかもしれませんが、湯楽里館の運営は、いこまい館の見直しに際して、第3セクターを指定管理者とする運営方法とともに、様々な生産・販売組織が参入することが活性化のものになる良い例と言えるでしょう。

〔山梨県北杜市〕

北杜市は8町村が合併してできた町です。このため300を超える公共施設があります。

平成18年に、その内124施設に競争入札で指定管理者契約が結ばれました。一般競争入札のため、公費が投入されていた管理会社が入札で負けて解散となった事例もあつたそうです。競争入札の結果は、当初予算比で1億5000万円ほどの経費削減になり、3年目には1億9000万円ほどの削減効果があるそうです。

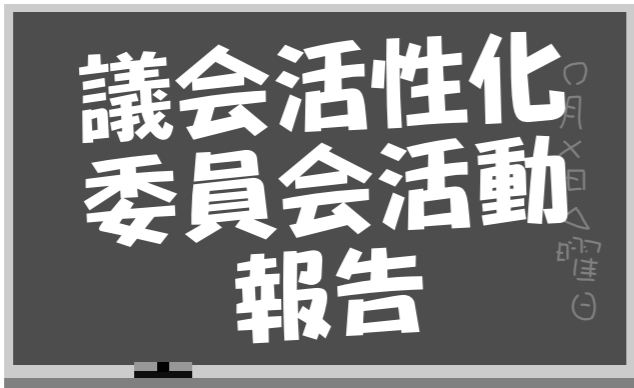
今後管理契約に関して検討すべき課題も多く実のある研修となりました。

議員定数等検討委員会

8月26日開催の第3回委員会では、町民の意見などについて各委員から情報を集約しました。時代の流れか、減数の意見が多くありました。これを受けて事例研究のため、議会基本条例を制定し抜本的な部分から定数を見直した伊賀市議会を視察すると決定。視察の結果について報告します。

10月6日、委員全員が伊賀市を訪問し、議員定数の削減までの経緯について説明を受けました。伊賀市の議員数は、16年11月の合併時は在任特例により78名。17年の選挙で法定定数である34名が選出され、今日に至っているとのこと。18年4月議長の見解により議会のあり方検討委員会が設置され、議会基本条例制定、議員定数、政務調査費の3項目が諮問されました。

委員会はまず市民の意見を聞くこと、56回を数える意見交換会を開催されたとのこと。市民からの意見を集約し、19年2月、議会活動の規範として議会基本条例を制定。第20条に定数の考え方、決定の方法まで条文化。条文に基づき、次



回選挙は定数28名と決められました。伊賀市の先進事例は、わが町の状況と照らしながら適切な結論をどのように導き出せるか大変参考となりました。



三重県伊賀市で研修